

厚生労働省

「東京電力福島第一原子力発電所における
安全衛生管理対策のためのガイドライン」
への対応について

2026年6月3日

東京電力ホールディングス株式会社

TEPCO

- 福島第一原子力発電所においては、2014年に労働災害が急増し、さらに2015年2件の死亡災害が発生した。
- 当時、汚染水対策等の工事量の増加に伴い、労働者数の急増や、被ばく線量についても平均被ばく線量は減少傾向にありつつも、被ばく線量が5ミリシーベルトを超える労働者数が横ばい、集団線量は2013年8月以降高止まりしている状況だった。
- こうした状況を踏まえ、2015年6月の中長期ロードマップ改訂において下記①～③の事項を反映した。
 - ①東京電力及び元方事業者が一体となった安全衛生管理体制の強化
 - ②東京電力、元方事業者及び関係請負人によるリスクアセスメントの実施等による労働安全衛生水準の向上
 - ③工事の発注段階から、工法、設備、施設、施工機械等に関わる被ばく低減対策を検討するとともに、それら対策を施工計画に盛り込む等による効果的な被ばく線量の低減措置の実施
- 上記の措置を効果的かつ効率的に実施するため、当社及び元方事業者に対する指示事項を一体的に示した本ガイドラインが厚生労働省により制定された。
(本ガイドラインは過去に発出された通達に新たな要求事項を追加して制定された)
- 本ガイドラインは現在までに三度改正され、現在の版は令和7年5月20日付け基発0520第8号となっている。
- 前回報告（2015年12月）から変更のある箇所を赤字記載

ガイドラインの要求ポイントは下記1.～6.の通り。

各項目に対する主な対応事項について、次スライド以降で紹介する。

1. 東京電力と元方事業者が一体となった安全衛生管理体制の強化
2. リスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施、安全衛生教育の充実
3. 工事の発注段階からの効果的な被ばく低減対策の検討及び実施
4. 健康管理対策等
5. 厚生労働省への報告等
6. 熱中症の発症を早期発見するための連絡体制の整備と重篤化防止のための措置の決定および周知（令和7年5月20日付け改正にて追加）

ガイドラインの主な要求事項

- 東京電力における安全衛生統括者等の選任
- 安全衛生協議組織の開催

- 発電所長を「安全衛生統括者」、防災安全部長を「工事安全施工管理者」として選任し、安全管理体制を維持している。
- 「安全衛生協議組織」については、当社及び元方事業者約**60**社による安全衛生推進協議会を組織し、**毎月2回実施**。発電所と関係請負人相互間における連絡及び調整、労働災害の原因分析及び再発防止対策の推進等について協議を実施。
また、放射線関係については放射線管理連絡会を**隔週**開催し、作業環境測定結果に基づく作業上の注意事項に関して情報共有を実施。

ガイドラインの主な要求事項

- リスクアセスメント※1の実施とその結果に基づく労働災害防止対策の実施
- 新規入場者や作業指揮者などに対する教育の充実等

※1：業務に起因する危険性又は有害性を特定し、それによって生ずるおそれのある労働災害のリスクを見積もり、リスク低減の措置の検討を行うこと

- 「リスクアセスメント」については、社内マニュアルに従い、福島第一原子力発電所にて実施する工事のリスクに応じた安全事前評価を実施。
また、作業開始前に作業者が参加する事前検討会を開催し人身安全、放射線管理等についてリスクアセスメント活動等を利用した検討を行い、安全活動の充実を図るとともに作業員へ周知徹底を行っている。
- 福島第一原子力発電所において、2023年下期に身体汚染を含む労働災害などが連続したことを受け、「危険源の特定」と「作業関係者のコミュニケーション」を主とした作業点検（リスクアセスメント強化）を実施。
- 「作業点検」は、危険源の特定からハザードの顕在化シナリオ、防護措置の決定までを体系化し、リスクアセスメントを強化する取り組みであるが、現在も作業前プロセスに組み込み、継続的に実施している。

- 総計画線量が1人・シーベルトを超えるおそれのある作業については、新たにリスクアセスメントの結果の概要を富岡労働基準監督署に提出
- 新規入場者教育（保護マスクの取扱方法、個人線量計の取扱方法など）、関係請負人の作業指揮者への教育（発電所内の高線量箇所、非常時の避難経路など）等について、ガイドライン要求事項を満たすよう、既存の教育への項目追加、教材の新規作成・見直し等を実施

ガイドラインの主な要求事項

- 全労働者の被ばく線量の総計が1人・シーベルトを超えるおそれのある放射線業務について、①東京電力による「被ばく低減仕様書」の作成、②元方事業者による「放射線管理計画書」の作成及び労働基準監督署長への提出等
- 総計画線量が1人・シーベルトを超えるおそれのある作業については、当社の仕様書に、被ばく低減対策（無人化工法、遠隔操作、除染、遮へい等）の基本的な考え方を記載
- 元方事業者は当社の仕様書に記載された被ばく低減対策に関する具体的な実施事項と、作業時間短縮や遮へい用防護衣着用等、作業内容に応じた被ばく低減対策を記載した放射線管理計画書を作成し、施工計画に盛り込む。なお、これに先立ち当社と元方事業者で行う会議体（ALARA会議）で議論を実施
- 元方事業者は、総計画線量が1人・シーベルトを超えるおそれのある作業について、工事を開始する14日前までに放射線管理計画書を富岡労働基準監督署に提出
- 元方事業者は、作業工程毎に計画線量と実績線量の比較を行い、実績が計画を上回った場合は、原因を究明し、適宜放射線管理計画を見直す。また、計画線量と実績線量の比較結果を富岡労働基準監督署に提出

ガイドラインの主な要求事項

- 健康診断結果に基づく保健指導の実施、緊急医療体制の確保、熱中症対策、長期健康管理対策、作業環境の改善等
-
- 法令に基づく健康診断や日常的な健康管理（作業開始前の体調確認や保健指導）については、各事業者の責任において実施。当社は、放射線業務従事者登録時およびその後6ヶ月毎に、協力企業作業者が法令に基づく健康診断を受診していること、医師により就業可の判定を受けていることを確認
 - 福島第一における作業者の健康管理対策として、各元請事業者及び東京電力が健康診断受診者のうち、結果で「要精密検査」「要治療」「要治療継続」と判定された者が医療機関を受診し、必要な就業措置等が取られていることを確認。
チーム会合にて四半期毎（1月、4月、7月、10月）に報告している
 - 救急医療体制に関しては以下を実施
 - 救急医療室に救急科専門医を含む常駐スタッフを24時間配備
 - 傷病者の状態に応じ医師の判断により公設消防に救急車・ドクターヘリを要請
 - 当社独自に救急車を4台配備し、医師の判断によっては直接医療機関に搬送
 - 国の関係機関（厚生労働省等）、関係医療機関（福島県立医科大等）、近隣の消防部局（双葉消防本部）等により組織された「福島第一原発救急医療体制ネットワーク連絡会議」に参加

- 熱中症対策については前年度発生した熱中症の傾向等をふまえて年度初めに熱中症予防対策計画を策定。また1F作業者に向けた「作業安全ハンドブック」に熱中症対策について記載し周知を行っている。
- 熱中症対策については統一ルール等の取組みを継続実施
 - ＜熱中症統一ルール例＞
 - ・WBGT値（暑さ指数）が25℃以上で、作業時間を2時間に制限
 - ・WBGT値28℃以上でかつ重負担作業は、作業時間を1時間に制限
 - ・WBGT値が31℃以上で、原則作業禁止 など

- 緊急作業従事者に対する長期健康管理を大臣指針に基づき適切に実施。
具体的には、緊急作業による実効線量に応じて各事業者が以下を実施。

- ・緊急線量50ミリシーベルト超の者：年1回の白内障検査
- ・緊急線量100ミリシーベルト超の者：3年に1回の甲状腺の検査、年1回の胃がん・肺がん・大腸がんの検査（がん検査等）

当社は、指針の要求を超え、協力企業作業者の方々を含め、がん検査等について緊急作業による実効線量が50ミリシーベルトを超える方まで対象を拡大して実施。

■ 実施状況の把握

- ・東京電力社員：

社内の定期健診に合わせて行うため、指針の対象者及び当社が拡大した対象者も、休職中等、個別の理由がある者を除き、受診している。

- ・東京電力退職者及び協力企業作業員における拡大対象者

毎年度、受診案内を郵送しており、社外医療機関で受診し、医療費を請求した対象者の人数で受診者数を把握している。

ガイドラインの主な要求事項

- ①放射線管理計画及びリスクアセスメント結果（総計画線量 1 人・シーベルトを超えるおそれのある作業）、②放射線作業届（1 日につき 1 ミリシーベルトを超えるおそれのある作業）、③安全衛生管理状況、④労働者の被ばく線量等を、定期的又は随時に、富岡労働基準監督署又は厚生労働省に報告

- 放射線管理計画及びリスクアセスメント結果については、工事を開始する14日前までに元方事業者が富岡労働基準監督署に提出
- 1 日につき 1 ミリシーベルトを超えるおそれのある作業を行う場合は、予め元方事業者が放射線作業届を富岡労働基準監督署に提出
- 所内の安全衛生管理状況を四半期ごとに富岡労働基準監督署に報告
＜報告事項例＞
 - ・安全衛生管理体制（各種管理者選任状況、健康管理体制整備状況など）
 - ・当社が社員の安全衛生管理として実施した事項（安全衛生委員会の開催状況、熱中症対策の実施状況など）
 - ・関係請負人に対する実施事項（安全推進協議会の開催状況、作業計画・安全衛生教育・熱中症対策・健康管理に対する指導の実施状況など）
- 全ての労働者の被ばく線量の累計を、毎月末日に厚生労働省に報告

6. 熱中症の発症を早期発見するための連絡体制の整備と重篤化防止のための措置の決定および周知

ガイドラインの主な要求事項

- ・ 熱中症による健康障害を早期発見するための連絡体制の整備
- ・ 熱中症の重篤化を防ぐための措置の決定および周知

- 「作業安全ハンドブック」に以下の内容を掲示（ハンドブックは1F所員、協力企業職員、作業員へ配布）
 - ・ 緊急時の連絡体制表
 - ・ 救急医療室（ER室）の構内配置図および連絡先
- 体調に異変を感じたらすぐにER室を受診するよう、安全衛生推進協議会等を通じて周知
- 「熱中症のおそれのある場合の対応措置（早期発見・早期措置）」として、熱中症判別のための初期症状例や、発症疑いがある際の作業からの離脱手順（ER連絡、身体冷却、搬送など一連の流れを示す）を記載した掲示物を作成
 - ・ 現場等への掲示を安全衛生推進協議会等で周知、依頼
 - ・ もしくは作成例として活用し、作業場独自のわかりやすい掲示の作成を奨励
- 構内救急車出場による、体調不良者への医療処置の実施